

ACSESニュースレターより引用

[2] 新たに8物質を指定薬物に指定する省令を公布しました

<厚生労働省 2014年6月11日> <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000047885.html>

厚生労働省は、本日付けで別紙の8物質を新たに「指定薬物」(※1)として指定する省令(※2)を公布し、7月11日に施行することとしましたのでお知らせします。

新たに指定された8物質は、今年3月25日の薬事・食品衛生審議会薬事分科会指定薬物部会において、指定薬物とすることが適当とされた物質です*。

施行後は、これらの物質とこれらの物質を含む製品について、医療等の用途以外の目的での製造、輸入、販売、所持、使用等が禁止されます。

※1 厚生労働大臣は、中枢神経系への作用を有する蓋然性が高く、人の身体に使用された場合に保健衛生上の

ACSES ニュースレター_717_20140613

危害が発生するおそれのある物を「指定薬物」として指定する(薬事法第2条第14項)。指定薬物は、製造、輸入、所持、使用等が禁止されている(罰則：3年以下の

懲役または300万円以下の罰金。業としての場合は5年以下の懲役または500万円以下の罰金)。

※2 薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(平成26年厚生労働省令第68号)

* ACSES-NL_684_20140327 参照。

別紙

http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11126000-Iyakushokuhinkyoku-Kanshishidoumayakutaisakuka/0000039577_1.pdf

新たに指定された指定薬物の名称

[物質1J] 省令名:N-(1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-ペンチル-1H-インダゾール-3-カルボキサミド

通称等:ADB-PINACA CAS番号:1445583-48-1

[物質2J] 省令名:N-(1-アミノ-3-メチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-(5-フルオロペンチル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド

通称等:5-Fluoro-AB-PINACA CAS番号:301254-20-5

[物質3J] 省令名:キノリン-8-イル=1-(4-フルオロベンジル)-1H-インドール-3-カルボキシラート

通称等:FUB-PB-22 CAS番号:1400742-17-7

[物質4J] 省令名:2-(2,5-ジメトキシ-4-ニトロフェニル)エタンアミン

通称等:2C-N CAS番号:261789-00-8

[物質5J] 省令名:(2,2;3,3-テトラメチルシクロプロパン-1-イル)[1-(4,4,4-トリフルオロプロピル)-1H-インドール-3-イル]メタノン

通称等:XLR-12 CAS番号:895155-78-9

[物質6J] 省令名:N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)-N-フェニルアセトアミド

通称等・Acetylfentanyl CAS番号:3258-84-2

[物質7J] 省令名:1-(5-フルオロペンチル)-N-(ナフタレン-1-イル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド

通称等:5-Fluoro-MN-18、5-Fluoro-NNElindazole analog CAS番号:1445581-91-8

[物質8J] 省令名:1-[(3-メチルフェニル)メチル]ピペラジン

通称等:1-(3-Methylbenzyl)piperazine CAS番号:5321-48-2

* 備考 <CAS番号:ACSES事務局付記>

ACSESニュースレターより引用

[2] 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（政令第227号）

[官報] 平成26年6月25日付 号外 第141号 63～64頁

<http://kanpou.npb.go.jp/20140625/20140625g00141/20140625g001410063f.html>

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成26年6月25日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第227号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第二十三条の八並びに別表第一第二十八号及び別表第二第九十四号の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令(昭和四十年政令第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中第六号の十一を第六号の十三とし、第六号の五から第六号の十までを二号ずつ繰り下げ、第六号の四

ACSES ニュースレター_723_20140626

の次に次の二号を加える。

六の五 1 - クロロ - 2・4 - ジニトロベンゼン及びこれを含有する製剤

六の六 クロロ炭酸フェニルエステル及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(170)を(172)とし、(107)から(169)までを(109)を(171)までとし、(106)を(107)とし、その次に次のように加える

(108) (4Z) - 4 - ドデセンニトリル及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(105)を(106)とし、(80)から(104)までを(81)から(105)までとし、(79)の次に次のように加える。

(80) N - (4 - シアノメチルフエニル) - 2 - イソプロピル - 5 - メチルシクロヘキサンカルボキサミド及びこれを含有する製剤

第二条第一項中第八十三号の二を第八十三号の三とし、第八十三号の次に次の一号を加える。

八十三の二 ピロカテコール及びこれを含有する製剤

附 則

(施行期日)

1 この政令は、平成二十六年七月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第一条第六号の五及び第六号の六並びに第二条第一項第八十三号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十六年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法(次項において「法」という。)第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であってこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十六年九月三十日までは、法第十二条第一項(法第二十二條第五項において準用する場合を含む。)及び第二項の規定は、適用しない。

厚生労働大臣 田村 憲久

内閣総理大臣 安倍 晋三

[備考]

関連化学物質のCAS番号 <ACSES事務局調べ>

1 - クロロ - 2・4 - ジニトロベンゼン CAS 番号 97-00-7

クロロ炭酸フェニルエステル CAS 番号 1885-14-9

(4Z) - 4 - ドデセンニトリル CAS 番号 1071801-01-8

N - (4 - シアノメチルフエニル) - 2 - イソプロピル - 5 - メチルシクロヘキサンカルボキサミド

ピロカテコール CAS 番号 120-80-9